

今月の経理情報

2007年3月

今回のテーマ： 受取配当の益金不算入

法人が他の内国法人から配当等を受け取った場合、企業会計上は収益となりますが、法人税法上、一定の金額は益金不算入となります。

配当等は、支払う企業では税引後の利益を原資として行われますので、受け取った法人も課税対象に含めると二重課税となり、これを回避する必要があります。

益金不算入となる「受取配当等」の範囲

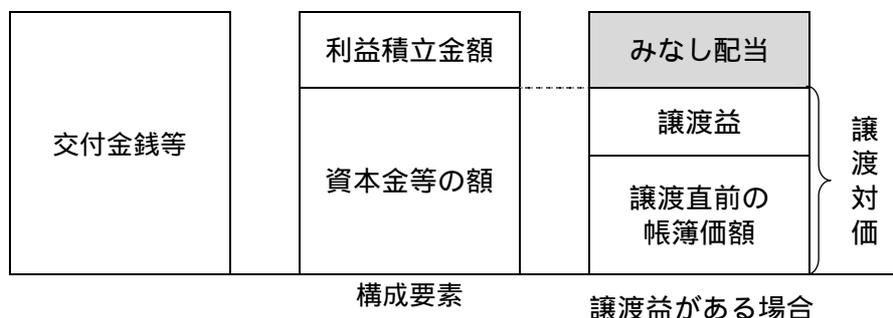
	益金不算入となるもの	益金不算入とならないもの
利益の処分 剰余金の分配等	・ 剰余金の配当() ・ 特定株式投資信託に係る利益の分配(措法 67 の 6) ・ 利益の配当 ・ みなし配当(次項参照) ・ 名義株等の配当(法基通 3-1-1)	・ 外国法人、公益法人等、人格のない社団等から受ける剰余金の配当等 ・ 保険会社の基金利息、契約者配当金
投資信託の収益の分配等	証券投資信託(公社債投資信託、外国の信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除く)の収益分配金のうち、内国法人から受ける剰余金の配当等から成る金額として一定の金額	・ 公社債投資信託の収益分配金 ・ 貸付信託の収益分配金 ・ 外国の信託の収益分配金

基準日が平成 18 年 5 月 1 日以降のものについては、利益剰余金を原資とするものに限りま

みなし配当

剰余金の配当以外のものであっても、その実質が利益積立金の払い戻しであり、剰余金の配当等と同一視できるものは、法人税法上、配当とみなして益金不算入の対象となります。

具体的には、(1) 自己株式の取得 (2) 資本剰余金を原資とする資本の払戻し (3) 解散による残余財産の分配 (4) 非適格合併等があった場合に、交付される金銭等のうち利益積立金額からなる部分として算定される部分の金額がこれにあたります。



お見逃しなく！

1. 非上場会社が自己株式を取得する場合、みなし配当金額 × 20% の源泉徴収が必要です。
2. 種類株式を発行する法人が自己株式の取得等を行った場合におけるみなし配当の額の計算については、その法人の資本等の金額を株式の種類ごとに区分して行います。

これも平成 18 年税制改正により導入された取扱いであり、該当する場合には注意が必要です。